

国見町告示第 43 号

国見町妊婦にやさしい遠方出産支援事業助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 8 年 7 月 1 日

国見町長 村 上 利 通

国見町妊婦にやさしい遠方出産支援事業助成事業実施要綱の一部を改正する告示

国見町妊婦にやさしい遠方出産支援事業助成事業実施要綱（令和 7 年国見町告示第 24 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国見町妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業助成事業実施要綱

第 1 条中「遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの」を「遠方の分娩取扱施設及び産科医療機関等で出産や妊婦健診、産婦健診等の受診等をする必要がある妊産婦に対して、当該分娩取扱施設等までの」に、「妊婦」を「妊産婦」に改める。

第 2 条に次の 6 号を加える。

- (4) 住所地から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦
- (5) 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター等（当該妊婦に対し妊婦健診が実施可能な周産期母子医療センター等に限る。以下同じ。）まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦
- (6) 妊婦健診の実施が可能である産科医療機関等が概ね 60 分以内にある妊婦であっても、当該産科医療機関等が分娩を取り扱っていない場合において、妊娠後期（概ね妊娠 32 週頃）等に分娩を予定する分娩施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩施設まで概ね 60 分以上の移動を要する妊婦

婦

- (7) 住所地から最も近い産婦健診の実施が可能な医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する産婦
- (8) 住所地から最も近い産後ケア事業実施施設まで概ね60分以上の移動時間を要する母子
- (9) 住所地から最も近い乳幼児健診の実施が可能な医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する乳幼児及びその保護者

第3条に次の6号を加える。

- (4) 第2条第1項第4号に該当する者に対して、以下のアを助成する。

ア 交通費

当該妊婦の住所地から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等までの移動に要した費用（往復分）について、14回を上限として、第5条第1項第1号により算出した交通費の助成額を助成する。

- (5) 第2条第1項第5号に該当する者に対して、以下のアを助成する。

ア 交通費

当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センター等までの移動に要した費用（往復分）について、14回を上限として、第5条第1項第1号により算出した交通費の助成額を助成する。

- (6) 第2条第1項第6号に該当する者に対して、以下のアを助成する。

ア 交通費

当該妊婦の住所地から最も近い分娩予定施設までの移動に要した費用（往復分）について、7回を上限として、第5条第1項第1号により算出した交通費の助成額を助成する。

- (7) 第2条第1項第7号に該当する者に対して、以下のアを助成する。

ア 交通費

当該産婦の住所地から最も近い産婦健診の実施が可能な医療機関等までの移動に要した費用（往復分）について、2回を上限として、第5条第1項第1号により算出した交通費の助成額を助成する。

- (8) 第2条第1項第8号に該当する者に対して、以下のアを助成する。

ア 交通費

当該母子の住所地から最も近い産後ケア事業実施施設までの移動に要した費用（往復分）について、7回を上限として、第5条第1項第1号により算出した交通費の助成額を助成する。

(9) 第2条第1項第9号に該当する者に対して、以下のアを助成する。

ア 交通費

当該乳幼児及びその保護者の住所地から最も近い乳幼児健診の実施が可能な医療機関等までの移動に要した費用（往復分）について、6回を上限として、第5条第1項第1号により算出した交通費の助成額を助成する。

第4条の見出し中「妊婦」を「妊産婦等」に改め、同条中「妊婦」を「妊産婦等」に、「又は第2号」を「から第9号までのいずれか」に、「又は周産期母子医療センター」を「等」に改める。

第5条第1号中「または第2号」を「から第9号までのいずれか」に、「妊婦」を「妊産婦等」に、「又は周産期母子医療センター」を「等」に改め、「又はその他の交通機関」を削り、「実費額に0.8を乗じて得た額」を「実費額」に、「37円に0.8を乗じて得た額」を「37円を乗じて得た額（実費額を上限とする。）」に改め、同条第2号中「1泊当たり、」及び「から2,000円を控除した額」を削る。

第6条第1項中「妊婦」を「妊産婦」に改め、「遠方出産」の次に「等」を加え、同項第1号中「タクシー、鉄道、バス等の公共交通機関」を「タクシー利用の場合は、タクシー」に改め、同項第5号中「及び」を「、」に改め、「施設」の次に「、妊婦健診・産婦健診・乳幼児健診受診日、産後ケア利用日及び産科医療機関等」を加える。

第1号様式を次のように改める。

妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業助成金申請書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。